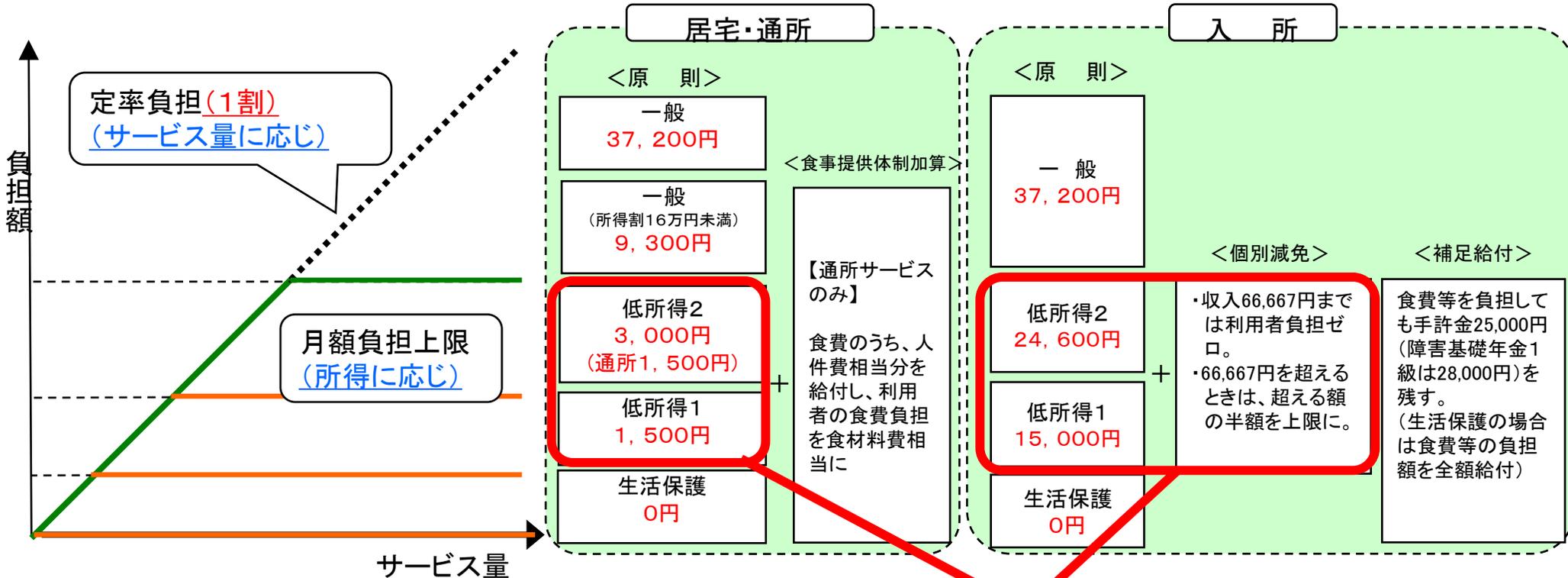


# 障害者自立支援法における利用者負担の基本的な枠組み

【障害者(20歳以上)の場合】

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定。
- ② 低所得の通所サービス利用者については、更に、食費負担額の軽減措置を実施。
- ③ 低所得の入所施設利用者については、更に、個別減免、補足給付(手許金制度)を実施。



## 利用者負担の区分

- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

**低所得の利用者負担を無料とする  
(平成22年4月～)**

※新たに41万人(利用者の3/4相当)が無料となる  
※所要額107億円(平成22年度予算 補装具分を含む)

# 利用者負担の軽減について

- 連立政権合意において「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしている。
- 応能負担への第一歩として、平成22年度予算において、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とした。
- 施行期日：平成22年4月1日
- 所要額：107億円
- 負担軽減の対象者数
  - ・ 福祉サービス:41万人(障害者39万人、障害児2万人。平成21年7月国保連データ等による推計)
  - ・ 補装具:16万件(平成20年度実績等による推計)

(参考:平成22年3月までの負担上限額一覧)

※原則として費用の1割を負担。ただし、以下のとおり負担の上限額を設定。

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯)				世帯の範囲	
		低所得1	低所得2	市町村民税所得割				者	児
				16万円未満	28万円未満	46万円未満	46万円超		
福祉サービス(居宅・通所) 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者 ※	住民 基本 台帳上 の世帯 ※
福祉サービス(居宅・通所) 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	4,600円		37,200円			
福祉サービス(入所施設等) 【障害者(20歳以上)】	0円	個別減免 0円~15,000円	個別減免 0円~24,600円	37,200円					
福祉サービス(入所施設等) 【障害者(20歳未満)・障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円	37,200円				
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

**平成22年4月から利用者負担を無料化**

※ 施設に入所する20歳未満の障害者又は障害児については、当該障害者又は障害児を監護する者(保護者等)の属する世帯とする。